

# 木造住宅の

# 耐震改修・除却費用の支援を

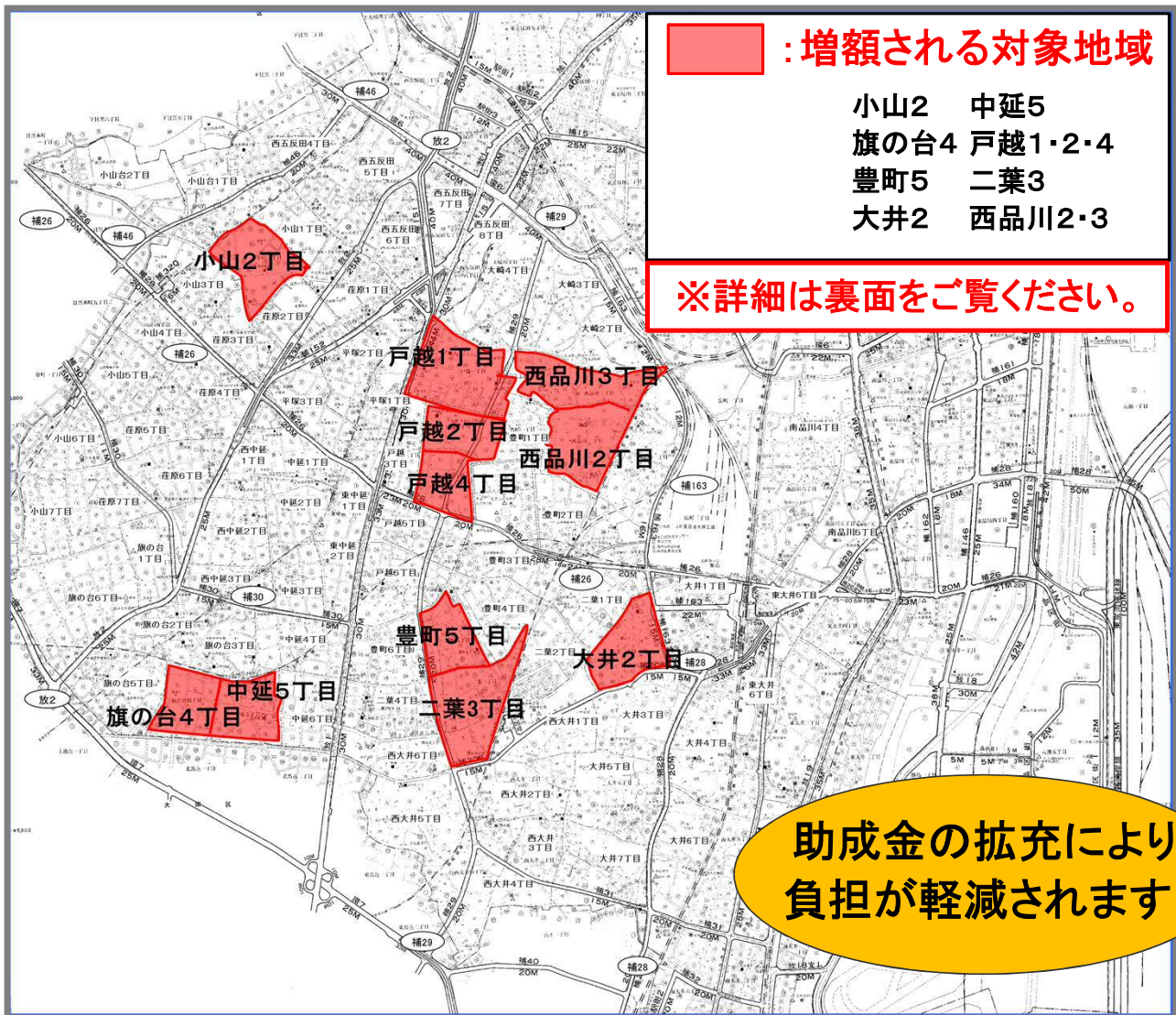
# 増額 します！



平成29年5月発行

期間  
限定

# 助成金が30万円上乘せされます！



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当  
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階  
TEL: 03-5742-6634 FAX: 03-5742-6898

## 木造住宅耐震改修工事費助成

対象建築物	耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた建築物 その他条件あり
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	耐震改修工事費用の1/2（戸建て住宅・長屋）、1/3（共同住宅）を助成
助成限度額	①戸建て住宅・長屋：150万円 + 30万円 ②共同住宅：300万円 + 30万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事には原則として補強設計の設計者を工事監理者として定めること。</li> <li>自己用住宅の耐震改修(補強)工事を対象とした低金利の融資制度があります。</li> <li>耐震改修の工事費は、所得税、固定資産税等の減免措置の対象となります。</li> <li>品川区耐震診断、補強設計助成を受けていること。</li> </ul>

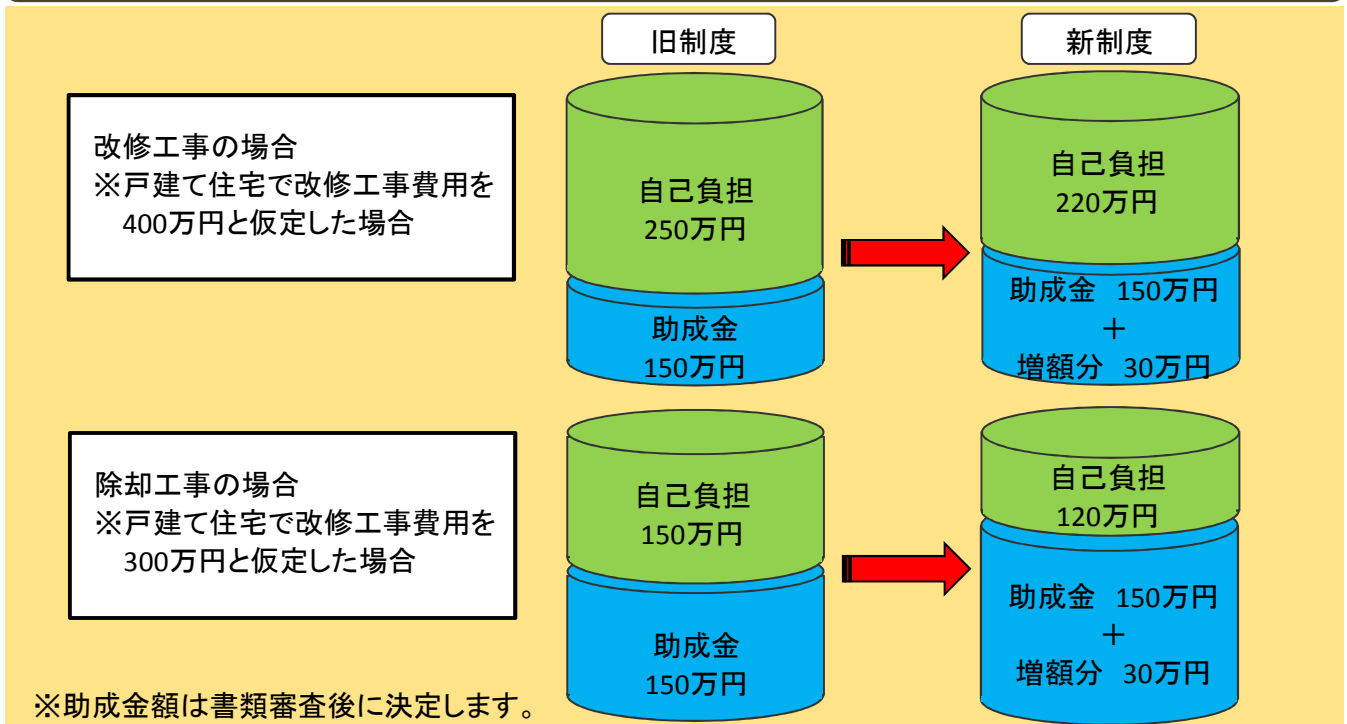
加算されます

## 木造住宅除却工事費助成

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建て住宅・長屋・共同住宅</li> <li>個人が所有するもの（一部、店舗や事務所との併用含む）</li> <li>別紙耐震診断の結果または、区が行う「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果倒壊の恐れがあるとされた建築物</li> <li>対象地域内（表紙参照）</li> </ul>
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	除却工事費用の1/1（戸建て住宅・長屋・共同住宅）を助成
助成限度額	①戸建て住宅・長屋：150万円 + 30万円 ②共同住宅：300万円 + 30万円
その他	同一建築物について、助成対象工種の重複申請は出来ません。

加算されます

## 助成金増額制度を活用した一例



## 固定資産税の減免について

耐震改修工事・除却工事後の固定資産税減免については、下記までご相談ください。

品川都税事務所固定資産税係 TEL 03-3774-6677